

令和4年 第7回
教育委員会定例会会議録

令和4年7月13日(水)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2592号
令和4年第7回定例会

日 時 令和4年7月13日（水） 午後1時30分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区スポーツセンターの臨時休館について
- 2 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 3 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 協議事項

- 1 令和4年度港区指定文化財の指定に係る諮問について

日程第3 報告事項

- 1 港区立芝公園多目的運動場における令和4年10月分の利用予約申込みの中止について
- 2 港区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 4 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 5 8月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和4年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いをいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。日程第1、審議事項第3、議案第71号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、この案件は非公開での会議とし、一番初めに審議を行い、その後、日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思います。

また、日程第3、報告事項第2「港区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」は、日程第2、協議事項第1と関連するものであるため、協議事項に引き続き説明を行いたいと思います。そのため報告事項第1と第2の順番を入れ替えて説明を行います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、この案件につきましては、日程を変更して一番初めに審議を行い、教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開といたします。

日程第1 審議事項

3 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

1 港区スポーツセンターの臨時休館について

○教育長 それでは、日程を戻します。次に、議案第69号「港区スポーツセンターの臨時休館について」ただいま担当課長が来ましたので、説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー1を用いてご説明いたします。

議案第69号「港区スポーツセンターの臨時休館について」。本件は、港区スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、みなとパーク芝浦の電気設備自主点検を実施するため、港区スポーツセンターを臨時休館することについて、お諮りするものでございます。

項番1「理由」でございまして。電気事業法第42条等の規定に基づき、みなとパーク芝浦の電気設備自主点検を行います。各電気設備機器を停止し、特別高圧受電設備や非常用発電等を使用する機器の点検作業を行います。点検日は、みなとパーク芝浦全館が停電となるため、スポーツセンターを臨時休館いたします。

項番2「臨時休館日」でございまして。臨時休館日は令和4年11月19日土曜日、令和4年11

月20日日曜日の2日間でございます。

項番3「告示日」でございます。本日の委員会で承認を得られましたら、明日令和4年7月14日を予定してございます。

項番4「周知方法」でございます。広報みなと（7月21日号）や区ホームページ、スポーツセンターホームページのほか、みなとパーク芝浦内の各施設へのポスター掲示等により利用者への周知を図ってまいります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第69号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第69号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第70号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第70号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をさせていただきます。

資料は、教育委員会議案資料ナンバー2でございます。恐れ入りますが、資料ナンバー2-3を用いまして、内容について説明をさせていただきますので、資料の方を御覧ください。

今回の一部改正は、会計年度任用講師の年次有給休暇の付与について見直すため、審議をお願いするものでございます。

項番1「経緯等」についてです。

初めに、(1) 現行の年次有給休暇制度について説明をさせていただきます。現在、会計年度任用講師あるいは会計年度任用職員の年次有給休暇につきましては、任期が6月を超える場合に、その職員の任用を開始した月と勤務日数に応じて休暇を付与しております。

現在、会計年度任用講師は、原則4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間で年間任用をしており、基本は6か月を越える任期であるため、任用開始時点で年次有給休暇の方を付与してございます。一方、例えば10月以降など、年度の途中から任用され年度末までの任期が6月を越えない場合につきましては、現在のところは年次有給休暇の付与はございませんでした。

次に、(2)「見直しの経緯」についてです。

区長部局においては、会計年度任用職員の勤務環境の改善及び申込者の増加による職員の質の向上を図るために、任期が6月を越えない期間で任用された会計年度任用職員に対して、年次有給休暇を付与するよう見直しを実施する予定となっております。会計年度任用職員に対して年次有給休暇を付与するよう実施する予定となっておりますので、今回、会計年度任用講師につきましても、先程申し上げたとおり、原則年間を通じた任用として年次有給休暇を付与しております。しかしながら、少数ですが年度途中の採用で任期が6月を越えないために年次有給休暇の付与がない方もいらっしゃると思います。このような会計年度任用講師につきまして、年次有給休暇を付与することで、よりよい勤務環境を整え安定的な人材の確保につなげたいというふうに考えております。

また、会計年度任用講師と会計年度任用職員で、同じ職場で働いている者がいる中で制度が異なることによる混乱を避けるためにも、今回見直しを行いたいと考えております。

続きまして、項番2「改正内容」についてでございます。

6月を越えない任用期間の場合においても、勤務日数に応じて年次有給休暇を付与するために、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」第13条及び別表第1を改正したいと考えております。

現行と改正案の表を御覧ください。

現行ですと、9月までに任用された場合において、図のとおりの日数の年次有給休暇が付与されております。例えば、4月に週4日勤務の職員に任用された場合には、合計で7日間付与されることとなっております。これを10月以降の採用者につきましても、付与日数を定め、例えば任期が11月の1日から3月31日までの5か月間の場合においても、勤務日数に応じて年次有給休暇を付与することとしたいと考えてございます。

最後に、項番3「施行期日」です。施行日は、令和4年10月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

○山内委員 この表の見方がよく分からないので、念のため確認です。

6か月を越えない任用期間と言っても色々なパターンがあって、例えば5月から9月とかですね。色々なパターンがあると思うのですが、これだと開始月によって与える休みの日数が決まっている。でも例えば、これが10月始まりでもみんな3月までとは限らない。2月までとか1月までという人がいますよね。それから、8月始まりで12月とか、そういう人の扱いはどういうふうに考えたらいいのですか。それは関係なしに、もう始まりの月で日数というのは……与えられてしまうということなのではないでしょうか。

○教育人事企画課長 原則としましては、年間任用を考えている講師ですので、年度末の3月31日までが任用期間というふうに捉えております。ただ、個人の都合で、やはり途中で体調を崩してお辞めになる方であるとか、3月31日までやるつもりではあったのだけれども途中でどうしてもお辞めになる方はいらっしゃいますので、そこまでは想定はしきれないのですが、原則として3月31日までということで、このような表にさせていただいております。

○山内委員 要は、学校での任用講師なので、年度末までみんな働くものだということが前提でのこの決め方だということですね。

○教育人事企画課長 そのとおりでございます。

○山内委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第70号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第70号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 令和4年度港区指定文化財の指定に係る諮問について

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「令和4年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 それでは、「令和4年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」ご説明いたします。本日付協議資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。

ページ1「協議内容」です。港区文化財保護条例第39条の規定に基づき、港区文化財保護審議会に対し、以下のとおり諮問します。

項番1「指定文化財候補」です。

(1) 紙本着色琴棋書画図屏風。所有者は、赤坂七丁目の種徳寺です。現在の所在は、港区白金台四丁目6番2号、郷土歴史館に所在してございます。

(2) 木造歴代上人坐像31軀。所有者は、増上寺。所在は、港区芝公園四丁目7番35号です。

(3) 九条家寄贈グランドピアノ。所有者は、港区教育委員会。所在は、港区赤坂六丁目6番14号、サン・サン赤坂内です。

(4) 赤坂氷川祭の山車人形8体。所有者は、赤坂氷川山車保存会。所在は、港区赤坂六丁目10番12号です。

項番2「今後のスケジュール」です。本日、教育委員会協議を経て、8月上旬に文化財保護審議会に諮問をいたします。その後、8月下旬に答申を受け、10月上旬に改めて教育委員会で指定についてご審議いただく予定でございます。

3ページを御覧いただけますでしょうか。紙本着色琴棋書画図屏風です。

狩野派の絵師・狩野興以による作と考えられるもので、桃山時代末期の狩野派の表現、画風を伝えるものでございます。屏風を所蔵する種徳寺は、狩野興以の墓があり、興以とのつながりは深いです。港区として重要な資料であるだけでなく、狩野派の初期を支えた興以の研究、ひいては狩野

派研究の進展も期待できるものです。現在、劣化が進んでいることから、令和4年4月に寄託を受けまして、現在郷土資料館収蔵庫で保管しております。

4ページを御覧いただけますでしょうか。木造歴代上人坐像です。

上人とは僧侶の意味になりますので、増上寺の歴代僧侶の木造座像となります。写真で様子を御覧いただけますが、全部で31体の座像がございます。このうち、室町時代作と考えられる1体は、平成20年に「木造僧形坐像」として区指定文化財になっており、本件はこの像の追加指定及び名称変更として予定しております。

5ページを御覧いただけますでしょうか。九条家寄贈のグランドピアノです。

このグランドピアノはヤマハ製で、日本の伝統的技法を用いた豊かな装飾性が特徴です。区立氷川小学校が昭和5年の校舎建て替えの際に、同校の向かいにあった大正天皇の皇后、九条節子の実家に当たる九条家から「皇太后使用のピアノ」として寄贈を受けたものです。このグランドピアノは、最初期の国産グランドピアノと推測され、日本におけるピアノ産業史的一幕を今日に伝える貴重なものでございます。なお、このピアノは平成14年、港区文化財総合目録に登録されております。

最後に6ページを御覧いただけますでしょうか。赤坂氷川祭の山車人形です。

山車人形は祭礼の神輿のお供をする山車を飾る人形で、江戸時代後期に多く製作されています。今回指定を予定する8体は、幕末から近代にかけて製作されたものです。写真にございます弘化3年の「頼義」は、名工として名高い人形師、松雲齋徳山の作の貴重な資料であり、また、大正4年の「神武天皇」や昭和初期の「恵比寿」などは、江戸の祭礼が衰退した二十世紀の赤坂に江戸の祭礼が生き残っていたことを伝えるものです。都心部の山車は近代以降、老朽化や震災、戦災などによりほとんどが失われ、都心近郊へ流出したものが多く、その中で本来の地に現存する本資料の希少性は大変高いと言えます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この協議をもちまして、文化財保護審議会に諮らせていただきます。

日程第3 報告事項

2 港区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

○教育長 日程第3、報告事項に入ります。報告事項1と2の順番を入れ替えて説明を行いたいと思います。「港区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 それでは、報告事項2「港区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」ご説明させていただきます。資料は、教育委員会報告資料ナンバー2でございます。

文化財保護審議会は、港区文化財保護条例の第37条に規定する審議会で、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査、審議し教育委員会に答申を行う役割を担

っているほか、文化財保護審議会が文化財総合目録への登録や削除について、必要に応じて教育委員会に助言を行うことができます。このたび、港区文化財保護条例第40条第2項の規定に基づき、臨時委員を委嘱いたしますので、ご報告するものです。

1 「港区文化財保護審議会臨時委員」を御覧ください。

今回委嘱を行う臨時委員は、井上さつき委員と是澤博昭委員です。井上委員は、今年3月まで愛知県立芸術大学教授で、専門は音楽学です。是澤委員は、大妻女子大学教授で、専門は文化史学です。

「委嘱期間」は、令和4年7月20日から令和4年度指定文化財の答申日までとなっております。

「委嘱の理由」でございますが、九条家寄贈グランドピアノ及び赤坂氷川祭の山車人形の指定文化財としての指定に向けた調査・答申のため、専門知識が必要であることから、臨時委員として委嘱するものです。

甚だ簡単ですが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は、以上とさせていただきます。

1 港区立芝公園多目的運動場における令和4年10月分の利用予約申込みの中止について

○教育長 次に、「港区立芝公園多目的運動場における令和4年10月分の利用予約申込みの中止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー1を用いてご説明いたします。

本件は、港区立芝公園多目的運動場の設備の一部に不具合があることが判明し、急遽、設備交換作業を実施する予定としておりますが、現段階で作業期間を確定できないことから、令和4年7月5日から開始予定であった、同年10月利用分の抽選申込みを中止したものでございます。本来であれば、7月5日以前に教育委員会へご報告すべき案件ではございますが、設備の不具合が判明したのが前回の教育委員会の直後6月27日であったことから事後の報告となりました。申し訳ございません。

項番1「経緯」でございます。区立芝公園多目的運動場「アクアフィールド芝公園」における設備の一部に不具合が判明したのは、プール営業に向けて準備作業中の令和4年6月27日でした。こちらの施設は、フットサル期間は床を上げて、プール期間は床を下げて施設運営をしております。この可動床を上下させる設備の一部に不具合が発生いたしました。

保守業者による修繕を試みましたが、正常に可動させるためには、設備部品の交換が必要であり、この部品の入手に時間を要することが分かっており、現時点では作業期間が未定となっております。このような状況から、同年7月5日から開始予定であった同年10月利用分の抽選申込みを中止することといたしました。

項番2「抽選申込みを中止する期間」でございます。

まずは、令和4年10月1日から同年10月31日利用分までの抽選申込みを中止いたします。なお、修繕時期が確定し、フットサル場としての運営開始時期が判明し次第、利用者に周知した後、先着順での申込み受付を開始いたします。

項番3「令和4年度におけるプールの運営について」でございます。

例年、こちらの施設の50メートルプールの水深は、9時から17時までを110センチメートルの水深、概ね小学校プールの水深程度、17時以降を135センチメートル、概ね中学校プールの水深程度に可動床を上下させて運営してございました。しかしながら、現在可動床を上下可動させる設備の一部に不具合があることから、令和4年度に限りまして、水深を135センチメートルに固定して運営することといたしました。例年と異なる運営であることから、「水深が135センチメートルに固定されていること」をプールの券売機や受付、更衣室等に注意喚起文を掲出するほか、区ホームページ、区ツイッター等により積極的に周知し、注意を促してございます。なお、現段階で現地のスタッフや区教育委員会に対して特段の問合せ、ご意見等は寄せられてございません。

項番4「その他」でございます。

設備部品の入手時期が判明し、設備交換作業期間が確定した後、港区立運動場条例施行規則で定めたフットサル場の利用期間を変更する必要がある場合には、改めましてこちらの教育委員会にお諮りする予定としてございます。なお、改修工事が行われるまでの間につきましては、安全確認のために、可動床の上下可動が生じないように、指定管理者により随時、点検確認作業を実施してございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は、以上とさせていただきます。

3 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について

4 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について

5 8月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について」から「8月教育人事企画課事業予定について」の3件については、定例報告でございますので、配布資料のとおりでございます。

それぞれの報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は、以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は、少し間が空きますが、定例会を8月22日月曜日午前10時から参集で開催の予定でございます。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博